

由利本荘市条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和8年9月8日

由利本荘市長 湊 貴信

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 工事番号 | R08kik020 |
| (2) 工事名 | 準用河川長者川浚渫工事 |
| (3) 工事場所 | 由利本荘市福山字岩倉下 地内 |
| (4) 工 期 | 令和8年10月5日 から 令和8年12月22日 まで |

2 工事の概要

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 所管課 | 建設部維持保全課 |
| (2) 工事種別 | 土木 |
| (3) 工事概要 | 施工延長 L=36m
掘削工 V=340m ³ |

3 予定価格

5,885,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
最低制限価格制度を適用する。

4 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度由利本荘市建設業者等級格付名簿(市内業者)に一般土木工事C級で登載されていること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可(土木工事業)を受けていること。
- (4) 当該工事に必要な許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「由利本荘市建設工事入札参加者指名停止基準要綱」に基づく指名停止又は「由利本荘市低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準」に基づく指名差し控え及び「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 建設業法第3条に規定する営業所のうち、主たる営業所を由利本荘市内に有すること。
- (7) 建設業法第26条に定めた技術者(競争入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を本工事に配置できること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (9) 由利本荘市に納付(納入)すべき市税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
- (10) 由利本荘市電子入札運用基準第3条に基づく利用者登録を行っていること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 入札参加申込

- (1) 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるものを提出すること。
 - ① 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)

②同種工事の施工実績(様式第2号)及びその添付書類(前記4入札参加資格に実績要件がある場合のみ)
ア 提出期間 令和8年9月9日 午前8時30分 から 令和8年9月11日 午後5時 まで
(サーバ停止時間を除く)

イ 提出方法 電子入札システムによる。

ただし、紙入札方式を認められた場合は、総務部契約検査課に1部提出すること。

- (2) 入札参加者の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他のものについては確認は行わないものとする。
(3) 申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときには、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

6 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧方法

電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2) 閲覧期間

令和8年9月8日 から 令和8年9月28日 まで

ただし、紙入札方式を認められた場合で、上記サービスを閲覧できない場合は総務部契約検査課にて閲覧すること。

7 質問及び回答

設計図書等に対する質問及び回答は、次の期限までに電子入札システム等により行う。

(1) 質問期限

令和8年9月11日

ただし、紙入札方式を認められた場合は、任意様式により総務部契約検査課に提出すること(所管課長宛)。

(2) 回答期限

令和8年9月15日

8 入札に関する事項

(1) 入札書提出期間

令和8年9月15日 午前8時30分 から

令和8年9月28日 午前9時 まで (サーバ停止時間を除く)

(2) 提出方法

電子入札システムによる。

ただし、紙入札方式を認められた場合は、開札予定時刻までに総務部契約検査課に1部提出し、開札に立ち会うこと。

(3) 入札保証金

市財務規則により免除。

(4) 契約保証金

市財務規則による。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数

1回とする。

(7) 開札予定時刻

令和8年9月28日 午前9時30分

(8) 見積内訳明細書

入札書と同時に見積内訳明細書を提出すること。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者(最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者)のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、くじにより順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であつて、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき

(3) (2)によって、落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2人以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記手続を繰り返すものとする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、原則として実施しない。
- (2) 工期は、事情により変更することがある。
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (4) 低入札価格調査制度を適用する場合は、市低入札価格調査取扱要綱及び市低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。
 - ① 入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合には、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
 - ② 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。
 - ③ 監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件(工事経歴に関する要件を除く。)を満たす者1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あてに通知しなければならない。
 - ④ 低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないように配慮しなければならない。
- (5) 最低制限価格制度を適用する場合、最低制限価格の算定は、由利本荘市低入札価格調査取扱実施要領に定める調査基準価格の算定と同様とする。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が4に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 落札者となったものは、市町村税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- (8) 地元業者育成の観点から次の点に配慮しなければならない。
 - ① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り、市内業者へ発注するように努める。
 - ② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは可能な限り、市内業者へ発注するように努める。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、市財務規則、市建設工事等入札、契約制度に関する要綱、市条件付き一般競争入札実施要綱、市低入札価格調査取扱要綱及び市公共事業電子入札運用基準の定めるところによる。

12 問い合わせ先

総務部契約検査課(公募の内容に関すること)

電話 0184-24-6222
FAX 0184-24-6347
メールアドレス keiyakukensa@city.yurihonjo.lg.jp

建設部維持保全課(工事の内容に関すること)

電話 0184-24-6329
FAX 0184-24-6394
メールアドレス ijihozen@city.yurihonjo.lg.jp